



広報

2023 June No.374

みはら



ゆず氷



三原小学校入学式

村税納付

期限のおしらせ

- 村県民税 第1期 令和5年6月30日
- 固定資産税 第2期 令和5年7月31日
- 国保税 第1期 令和5年7月31日

よろしくお願ひします。

6

人口と世帯数 | 総人口：1,417人 | 男：701人 | 女：719人 | 世帯数：737世帯

(令和5年4月30日現在)

議会だより

令和5年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 一般質問 ①ページ
- 議案審議 ⑤ページ
- 議案の賛否一覧 ⑧ページ

5月臨時会

- 議案審議 ⑨ページ
- 議案の賛否一覧 ⑩ページ
- 委員会の動き ⑩ページ
- 議会組織決まる ⑩ページ

村長行政報告

全村民を対象に生活支援と地域経済の活性化を目的に、一人1万円の地域振興券を交付しました。利用率は98・9%で村内49事業所で利用され、一定の生活助成と経済効果に繋がったと考えています。

ふるさとあつたか便事業は親元を離れ、生活している大学生や専門学生26名と、村外に就職した新社会人5名の皆さんに、10月と2月に村の特産品を届けたもので、少しでも勇気や元気を感じてもらえればと願っています。

牧野富太郎博士を主人公としたNHK連続ドラマ「らんまん」の放送が決定した事に伴い、所縁のある本村でも、星ヶ丘公園の整備を実施してきました。また、案内ガイドの育成にも取り組んできました。現在幡多広域観光協議会や高知県コンベンション協会と協力し観光ツアーの作成にも取り組んでいます。観光入込客など、交流人口の増加による経済効果も期待しています。

す。

新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止対策として、98事業者にマスク、消毒液、液状石鹸を配布しました。

診療所での歯科診療は3月28日で終了しました。今後は対応策を研究していきたいと考えています。

特定健診は、国保資格者が年に一回無料で受けられる健康診断です。病気の予防、早期発見に繋がります。村民の皆さんにおいては自身の体の状態をチェックしていただき健康増進へのご協力をお願いします。

農林業臨時支援金、1人につき5万円は、申請者数1百10名で5百50万円、農業収入緊急確保支援金一袋あたり2千円については、申請者数67名で8千62袋、1千6百12万4千円の実績となりました。今後も農林業振興の村として力を注いでいきたいと考えています。

高知県学力定着状況調査の結果は、小学4年生が国語、算数で10・6、5年生が国語、算数、理科で9・3、全国平均を上回っています。

す。また中学1年生で国語、数学、理科、社会、英語で20・5、2年生で同教科の平均点で24・1、全国平均を上回っています。小中学校とも生徒主体の授業改善に取り組んでおり、その結果が出たと考えられ、大変うれしく思っています。

一般質問



質問 杉本 龍司

農業公社管理体制について

三原村公有財産の内、普通財産の管理規定責任について伺いたい。

公有財産は公の持ち物であり、また村民の財産でもあると私は解釈いたします。多額の税金を投入し建設、建築した財産が村民のために機能し維持、管理が行われていないと私は感じます。農業公社の管理体制

はいかがなものか。

多額の住民の税金を投入し経営しても、累積赤字1億数千円まで膨らんだこの事業の赤字補填はどなたがどのような形で解決していくのか。理事会の任命責任はどのように考えるか伺う。

また、不明金問題が発覚し逮捕者が出た事が非常に残念、遺憾な事だと感じます。しかし、このような事件を抑制出来なかった事が組織、理事長、理事会に問題があると私は考えるが、村長は理事会に対し公有財産管理上の責任の追及をどのような形で行っているのか。農業公社の今後の具体的な解決対策はいかがなものか伺う。

答弁 田野村長

農業公社の管理体制について公有財産管理は、各管理規定により適切に運営管理されていると思っております。

事業の累積赤字は村の公益事業として取り組み公社として経営健全化をして解決に向け努めていく事と考

えております。

現在認めている予算の中で、人員体制、職員一丸となって取り組んでいき理事は、評議委員会に選任して貰い責任感を強く持たれ責務を担っていただいております。

今回使途不明金問題に際して、公社内の事務の管理体制の見直しを図り事件発生の要因の検証を行い、対応策をまとめ、実行します。

対応策の実施を審議していただく審議委員会を設置し随時チェックを行っていただいているところでございます。

質問 杉本 龍司

公有財産管理規定に基づき適正に運営管理を行われていると思っております、と答弁されても適正に運営管理を行ってれば、このような経営状況、また不明金事件の様な事が発生する事は無いと感じますが、どのようにお考えですか。

適正にと言われましても私は理解出来ません。答弁を求めます。

答弁 田野村長

適正にという数字的に上がったくる事について、理事長として色々取り組んでいただいております。理事にも理事会において、経営方面で指摘はさせていただいております。

使途不明金については管理不行き届きのところがあつたと認識しております。

質問 杉本 龍司

公社の肥培管理は木が生育する事により収穫量は増えます。当然の事です。事業計画では生産量は年々増えていきます。公社の職員の方も一生懸命寒中、暑期中、汗かいて仕事を頑張ってくれています。

しかし商品を販売し現金化しなければ赤字になる訳です。

以前理事長等が自ら東北地方遠方まで販売促進に出向かれましたが、後の委員会でも、どうでした理事長と、販売の状態をお聞きしましたら、全数量買い取りしていただきましたと、答弁があり、たいしたものですね

と、ねぎらった記憶が有りです。

しかし次年度の決算でまた赤字です。私は理事長が東北まで足を運んで貰い公社の生産量の全数量の買取りと勝手な解釈しました。が、実際には持つていった商品の全量買い取り契約との答弁で、このような販売状態では本当に経営改善に向けていけるのか非常に今後の公社の管理体制に対して疑問を抱きます。答弁お願いします。

答弁 田野村長

議員が言うような経営理念は全くその通りです。三原村のユズが後発的でありそのユズを如何に高知また全国へ発信していく、三原のユズですごくいいねって言われるようなユズを作っていく今発展途上のところでございます。

公社として健全化をして、また皆さんのご意見をいただき、支援もいただきユズの産地化として今取り組んでいる最中と思えます。

議員の言われる通り、企

業理念としてはコストを下げ、多くの量を作り、利益を生む事が妥当だと考えます。

質問 杉本 龍司

ハセガセ農泊交流施設財産管理について

当初より用地に問題を残したまま無謀な事業計画において建築いたしました農泊交流施設の財産管理体制はどのようにお考えでしょうか。

この事業には補助金及び追加予算で4億円ほどの税金が投入されていますが、開業出来ないまま老廃しつつあり、執行権者村長は責任をどのように感じているか伺う。

事業計画では年間売上2千万円、地域経済波及効果1億円との事業計画を謳い税金を投入したと思うが、開業が出来ない事によりこれだけの損失をどのようにお考えでしょうか。

開業出来ない事により収益が上がりません。過剰償返還年度は近付いて来ています。

また宿泊棟の外壁の一部

に剥離があるとの情報を基

に、先日視察調査させていた
たきました。外壁の状態
を確認しましたが、完全に
施工不良だと感じました。
村長はご存じでしょうか。

このままだと雨水が入
り、柱及び内壁が数年で腐
敗するような状況になって
いると思いますが、この部
分を適正な管理が必要だと
考えるが、施工業者に対し
て対応を求める必要がある
と感じる。村長また担当課
はどのように考えるのか何
う。

答弁 田野村長

議員の指摘の農泊交流施設
の開業の遅れと老朽化も
進み、起債の償還も始まり
ます。

私としても責任の重さを
しっかりと感じ、少しでも早
い開業を望んでいるところ
でございます。

議員の言われるように外
装の変形により早くも改修
を依頼しているところでご
ざいます。

施設の管理としまして
は、職員により施設の開閉
や周辺の掃除などを行って

いるところでございます。

質問 杉本 龍司

開業出来ない事に対する
責任は感じておりますと、
どのように感じているか私
には理解できませんが、公
共事業はしっかり事業を計
画し進めるのが当然な事
です。このような大きな暗礁
に乗り上げて開業出来ない
事は、ただ感じております、
と言われましても、私も住
民の方にも伝わりません。

行政は補助金、交付金を
活用し事業が出来る訳で
す。しかしその後他議員か
らもハコモノには維持管理
費にお金がかかる事は指摘
を受けていると思えます
が、その通りで、建てるの
に補助金があり様々な優遇
措置が有り、しかし後の維
持管理費にはすべて村の一
般財源から村民が100%
支払う訳です。

今後は指定管理料も発生
して来ますが、約4億円の
事業費を投資した建物で
す。管理者に委託費として
支払うのでは無く、賃借
料としていただく必要があ
ると思えます。村として今

後検討していく必要がある
と思えます。近隣の市では
公有建物で月15万の使用料
をいただいています。使用
料として当然と思えます。

村民が過疎債の返済を税金
でしていくわけです。
外壁不良部分、村長ご存
じと言う事で安心しまし
た。これは完全な施工的な
欠陥と感じます。施工不良
と強く要請する必要があ
ると思えます。答弁を求
める。

答弁 田野村長

指定管理者を色々民間に
募集をかけ話しをさせてい
ただき、今言われる家賃を
いただけるか話をさせてい
ただいたりしたこともあり
ます。係争中で募集も管理
者も選考できません。

施工の問題は企業とお話
しております。絶対無料
で見よ、という話はしており
ませんが、施工ミスを認め
れば当然やっていただかな
ければいけないという話は
して企業に要請します。

質問 杉本 龍司

まだ開業に至る傾向では

ないのでお答えできません
という事で、当時から議論
され予測された事態と受け
止められます。

施工不良は外壁の材料の
乾燥材の問題だと感じま
す。釘も2ヶ所止めにして
いないなど、施工的な問題
もあると思えます。そこは
強く要請、要望する必要が
あると思えます。

答弁 田野村長

施工不良は議員から指摘
もありましたので、それは
当然だと企業にはしっかりと
とお話をさせていたくださ
す。

質問 杉本 龍司

直七圃場管理体制について

私が議会に入る以前の事
業でしたユズ作付計画を、
唐突に直七の作付に変更
し、管理者の選考を直七組
合とする委員会議決の資料
を拝見させていただきました。

しかし4年経過し圃場が
適正に管理出来ていないと
の情報を基に調査視察させ
ていただきました。

確認当時の圃場の状態は

雑草が伸び放題、直七は草
に巻かれて生育不足。本来
なら適正に管理が行われて
いれば本格的な直七の収穫
時期を迎えられるはずの圃
場だと考えたが、収穫には
程遠い管理状態です。村長
が選考した管理者の下、管
理責任を提言し管理されて
いるのか何う。

この圃場も公有財産で多
額の公費が投入されていま
したが管理責任を何う。
また契約書によると年間
の家賃として36万円の賃借
料の記載がありました。担
保する事と確信しますがお
伺いしたい。

答弁 田野村長

令和4年2月までは作業
日誌で圃場の管理の確認は
取れております。令和4年
3月組合から令和3年度分
の土地賃借料の免除申請が
出て来ておる中で幡多振興
センターの指導のもと管理
をされています。

雑草作業に追われる日々
で、思うように果樹が生育
せず、出荷するほど量はな
く収入が全くなかったため
の理由でありました。

組合員3人の方から体力的に難しい、仕事の関係で引退したいとの理由で、令和4年度契約が出来ないままになっており、のちに4名の新規組合員が加入され令和4年12月に直七組合の定例会で体制を整え、12月に土地賃貸契約書を結んだところであります。

議員の指摘の通り契約も出来ず、管理されていない期間が約9ヶ月あり責任は痛感しております。

賃貸借料につきましては肥培管理、生育状況を踏まえ、賃借人と協議し、適切に実施したいと考えております。

質問 杉本 龍司

幡多振興センターにより適正に指導を受け管理を行っているとの事ですが、振興センターとか組合とか組織が誰なのかその様な内容を聞いてはいません。財産が適正に管理行われているかを問いたい訳です。

以前私が写真を添え委員会の中で議論もしました。背高雑草が1メートル程になり花盛り。直七の苗木は

ほぼ見えない。振興センターの指導でもだれが管理しても樹木が草に巻かれて負ける様では生育出来る訳がない。これが適正な管理と言えるのか。

当時の議事録によれば公平な公募にするべきではないかとの意見もありました。村長の選考した直七組合に賛成多数で可決したとの議事録が有ります。

何が大事か言いますとユズにしても直七にしても5年が命なのです。ユズを作っている方に話を聞いても、5年間で木を作らなければいけない。かじくれた木を作れば、いくら肥培管理しようが、どんな手当てをしようが、ええ成木にはならんぞ、とお聞きしました。基本は直七組合も実績のある事業者として分かっているはずですが、5年経ってほぼ苗木から変わっていない枯れた木も3分の1位は植え替えの必要な状況になっていきます。

これは肥培管理が出来ていない。管理をしていますけどこの状態です、と言うのが通りません。

もう少し財産管理上の責任を持たすべきです。

今回、免除申請が出ておるといような話は初めてお聞きしました。議員として納得がいきません。村の財産、その財産から借地料をいただいで、少しでも村民に還元していく事が公に必要な事だと思えます。

直七組合組織に付託して大丈夫か、村長の選考事業者です。お答え下さい。

答弁 田野村長

今まで来た直七組合が辞めると圃場はあのまま残ります。

これを健全化する事によつて収益事業となつていただいで土地借地料を貰えます。と言う事で一生懸命頑張つて、これ以上のものを作つて下さいと言う事でお話しています。

私は今直七組合に完全に崩壊されると非常に困ります。健全化していただいで、土地借地料を払っていただく為に継続しているところです。



質問 沖 憲二 人口減少の対策について

三原村の人口は2月時点で1423名である。三原村創生総合戦略の計画から考えると2029年の予定の数字になり、すでに6年遅れているという事である。この現状を踏まえ、質問する。

- ① 過去4年間で人口減少に対する対策として何をやって来たか。
- ② 今から人口減少の対策として何をを行うつもりか。
- ③ 三原村創生総合戦略に記載している2060年、人口1335名を今後目標とするつもりか。
- ④ 移住者、役場の職員のための住宅設置に関してどう考えるか。

答弁 田野村長

① 出産に対する補助金であるゆりかご祝金の内容

を改正し、第1子について10万円、第2子は20万円、第3子以降には40万円の助成金を支給するようになっている。また星ヶ丘団地の宅地代の値下げを令和元年度に実施しております。なお、従前通りの施策でございます。が子宝助成金、保育料及び小中学校の給食費無料化、18歳までの医療費の無償化、中学校のオーストラリア研修、空き家再生住宅の整備と活用、地域おこし協力隊の雇用その他、東京、大阪で開催している移住相談会の高知暮らしフェアに参加して、移住促進のPRをしています。

- ② 先ほど述べさせていたような様々な人口減少の対策に関する施策を引き続き継続させ、さらに充実するものになるよう検討してまいります。
- ③ 目標人数の見直しも考えていかなければならないと判断をしております。
- ④ 移住者、職員に対する住居は必要と考えておりますので、今後前向きに検

討したいと考えております。スピード感を持って対応していきたく思っておりますので、是非議員の皆様もご協力をお願いしたいと思います。

質問 沖 憲二 少子化対策について

日本政府も国内出生者数が年間80万人を切る最低の値になる事や、合計特殊出生率が1・30とこれまでにない低い値になる事から危機感を感じ、今後の日本の人口減に歯止めをかけようと異次元の少子化対策と銘打って実行しようとしている。この現状を踏まえて、質問する。

- ① 政府が進めようとしている異次元の少子化対策は、三原村にとって追い風になると判断するか、向かい風になると判断するか。
- ② その理由は何か。
- ③ 現在の少子化対策として、村内外にアピール出来るものは何と考えるか。
- ④ そのアピール出来る事をどのようにPRしているのか。

⑤ 今後の少子化対策として、どのような施策を考えるか。

答弁 田野村長

① 私は向かい風になる事の方が多いと判断しております。

② 全国的に異次元の少子化対策をする事により、本村独自で行っている対策の価値が薄くなる可能性があるかと私は少し懸念しています。

③ ゆりかご祝金及び子育て助成金、保育料及び小学校の給食費、18歳までの医療費の無償化、中学校のオーストラリア研修、放課後子ども教室の取り組みなどと考えております。

④ ホームページにおいてPRしておりますけれども、その箇所にとどり着きづらく、分かりにくい内容になっておりますので、改善していきたくと考えております。またSNSなどにおいても発信していきたくと考えております。村の移住促進に関する新たなパンフレット

の作成も検討しております。

⑤ 少子化対策に関する施策を引き続き継続させ、さらに充実するものになるよう検討していきたくと考えております。

質問 沖 憲二

異次元の少子化対策がはじまると国からお金が下りる、お金が下りると今三原村がやっているような施策を、どの自治体も設ける。そうすると三原村の有利な制度が霞んでくる。したがって今の制度をバージョンアップする、また新たな制度を作る、それを今から考えていかなければいけないと認識する。

この対策を本腰入れてやるのかどうか、村長の心構えを聞く。

答弁 田野村長

指摘に対してスピード感を持って対応していきたくと思えます。

議案審議

令和4年度

三原村一般会計

歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4千5百7万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3千8百94万3千円とする。

補足説明 大塚総務課長

総務管理費、一般管理費、報償費1百3万6千円の減額。

主な減額は顧問弁護士の訴訟分で1百万円です。裁判が令和4年度内で終了しない事から減額。

質疑 増井 三郎

弁護士費用1百万円減額になっていくが総額はいくらかなのか。裁判費用は村民には非常に迷惑な話。和解勧告の指導が弁護士、裁判所の方からあったのか何う。

答弁 大塚総務課長

裁判費用につきましては、令和4年度の予算額で1百26万5千円。裁判が令和4年度内に終結しないので減額している状況です。

和解勧告の件は裁判所の方からまだ出て来ておりません。また継続して今調停の方を進めております。

補足説明 大塚総務課長

地域振興費、地域振興政策費8百7千円の減額。

質疑 杉本 龍司

集落支援員、地域おこし協力隊の予算も組んでいるが、全員は確保出来ていないのか。それによつて適正な人員配置が出来なくて、村民に対して損失があるのではないのか。

答弁 大塚総務課長

集落支援員も地域おこし協力隊につきましても必要ですので予算計上して募集しています。全員確保はできていないが、住民の方に直接不利益が被るところにはならないかと思えます。

補足説明 新谷教育次長

教育総務費、事務局費、報酬2億64万円の減額。

質疑 杉本 龍司

国際交流員が、退職によつて学校教育に損失はないのか。来年度は来てもらえる確信はあるのか。

答弁 新谷教育次長

子供の学びに支障があつてはいけません。要望の方にかけております。早くても令和5年7月末ごろになると予想しています。

令和5年度

三原村一般会計

歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億4千1百60万円とする。

補足説明 大塚総務課長

訴訟費1億43万円。

質疑 武内 茂充

顧問弁護士費用の1億43万円について提案されている事が理解できない。令和

3年6月に49万5千円の裁判費用が出ており、その時点で2百万円ぐらいは費用として使っているので公費から出すべきでない、村長が減給34万円、議会で3万2千円の8人分25万6千円で全額補填しています。

答弁 矢野副村長

裁判も引き続き延びており、村が訴えられている部分がありますので、村として裁判を継続させていかなければならないという観点の下に予算計上させていたものです。

質疑 杉本 龍司

この裁判費用に関しては令和3年3月当初予算で、村長の減給分、議員の減給分を除いた部分の修正動議を出し、一審、二審と長引くが今後の費用は、認めませんと議事録に残っていると思う。課長は確認しているか。

答弁 大塚総務課長

修正動議の議事録は見ておりません。

質疑 武内 茂充

この裁判において公費は出せないと全会一致で議決している。1百万円は戻入し、1億43万円計上。43万円の追加は認められない。何でそんな予算を出してくるのか、訳が分からない。説明を求める。

質疑 増井 三郎

弁護士費用について村長は県から占用許可を得ている上に該当地には個人の土地はないとの一般質問での答弁であり、合わせて当該地は行政主導での国土調査完了地であり境界は明確になっていないのではないか。国土調査に基づき境界点を示すれば明確になる。しかも閲覧期間も設定されており、計画時点でそれを成すべき義務があり執行部はそれを怠っているのではないか。

質疑 杉本 龍司

これは19、20年前の問題であり、国調後に問題が発生した。弁護士や専門家と話しながら事を進めております。

答弁 田野村長

これは19、20年前の問題であり、国調後に問題が発生した。弁護士や専門家と話しながら事を進めております。

質疑 増井 三郎

前々議長及び副議長は幡多土木事務所へ調査に行き、議長は副議長と交代し一般席から、その報告をしておりますから議会議事録にも明記されており、その事実は裁判では証拠書類として提出されます。その議事録を総務課長が閲覧して

いないと言うことには問題がありますよ。

答弁 田野村長

最初の時点で調査はしております。

補足説明 沢良木住民課長

宮ノ川集会所新築工事7千5百万。

質疑 増井 三郎

宮ノ川集会所新築工事費について完成時に誰が検査に立合うのか、関連問題として農泊事業の宿泊住宅が完成から数年なのに、すでに外壁がはがれているなど欠陥がみられる。合わせて簡易水道が露出した地点があり課題ではないか何う。

答弁 沢良木住民課長

完成検査は住民課長の私が検査します。6業者中、2業者しか参加しなかったのは、村内業者が土木関連の業者が辞退される傾向にあります。今後は村内業者に

限らず近隣市町村の業者も指名していくのかというところが課題、検討事項になるのでないかと考えております。

質疑 杉本 龍司

地元の業者を尊重する事も必要だ。極力、地元の業者で事業を行うことは可能か。

答弁 沢良木住民課長

ケースバイケースで、村外の業者にも指名する事業もありますが、地元の業者に出来るだけ仕事をしていただくように、考慮しています。

補足説明 大塚総務課長

集落支援員報酬(5名分) 9百38万1千円。
地域おこし協力隊(2名分) 3百68万1千円。

質疑 武内 茂充

集落支援員5名と地域おこし協力隊2名はどこに配置するのか。

答弁 大塚総務課長

集落支援員5名は集落活動センターに配属。地域お

こし協力隊は庁舎内1名、事業所後継者育成の為、応募のあった事業所。

質疑 武内 茂充

地域おこし協力隊の趣旨は3年間で地域の皆さんと一体となって地域おこしに取り組んでもらい、三原村に住んでもらうという事が大前提。募集の際、面接等精査して受入れて欲しい。

答弁 大塚総務課長

地域おこし協力隊の受入れは、面接等で精査し事業の3年間で終わっても、村に残ってもらえるよう対応します。

補足説明 近森農林業建設課長

三原村ユズ産地化推進支援事業費3千万円。

質疑 増井 三郎

農業振興費の内、三原村ユズ産地化推進支援費3千万円の助成金については毎年のことで大変な課題であり、私は農業公社の独立採算性を訴えておりますが、その可能性は如何か伺う。合わせて肥培管理にも課題

があるのでないか。ユズの発育にも問題があるのでないか伺う。

答弁 近森農林業建設課長

現地を見た感想では前年に比べたらやはり葉の色とか課題があります。収穫が増えると共に人件費も上がり、経営状態が悪化しております。年々この危機から脱出する努力はしております。

補足説明 新谷教育次長

研修事業委託料1百20万円。

質疑 沖 憲二

教育委員会関連予算で、オーストラリア研修が計上されていない。来年度だけの中止なのか。持続的に中止するのか。この事業は村をPRする大きな事業ですので、関係者に連絡して、了解、理解を得ているのか。

答弁 新谷教育次長

オーストラリア研修については、コロナが完全に落ち着いているとは考えておりません。生徒、引率教員、保護者も含め、安心安全に

渡航出来る状態とは判断できておりませんので、令和5年度につきましては、国内研修の予定です。社会情勢が可能になれば、オーストラリア研修も計画しております。

修正動議 杉本 龍司

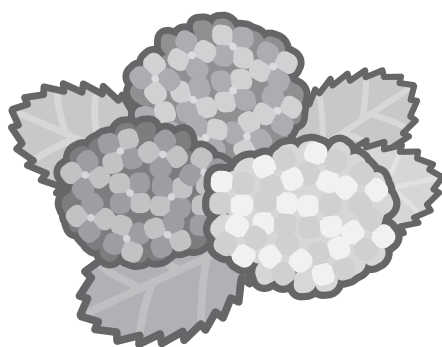
顧問弁護士訴訟費1百43万円の内43万円を削除し、令和5年度三原村一般会計歳入歳出予算を22億4千1百17万円に改める。

趣旨説明

この案件は、令和3年6月議会においても、議員報酬を減給する事により裁判費用の一部を負担し、これ以上の裁判費用を公費で支出するべきでないとの議事録が残っている。新たな裁判費用が発生、必要ならば、議会への事前協議が必要と考えます。

採決

修正案は全会一致で可決。



三原村教育委員会委員の任命
住所 三原村宮ノ川
氏名 加用 直美
任期 令和5年4月1日から
令和9年3月31日まで

三原村農業委員会委員の任命
住所 三原村狼内
氏名 田野 芳文
任期 令和5年4月1日から
令和5年7月19日まで

令和5年 第1回定例会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案番号	議案名	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	武内	大倉	増井	浅井	可否
第8号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて 撤回の件		撤回を許可する事に決定							—	可
第1号	四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第2号	三原村個人情報保護法施行条例を制定することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第3号	三原村議会議員及び三原村長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第4号	三原村情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第5号	三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第6号	三原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第7号	三原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	—	○	—	可
第9号	三原村国民健康保険条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第10号	三原村介護保険条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第11号	令和4年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (45,073千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第12号	令和4年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (16,978千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第13号	令和4年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,413千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第14号	令和4年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (7,953千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第15号	令和4年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (512千円減額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第16号	令和4年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (2,507千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第17号	令和4年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (443千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第18号	令和5年度三原村一般会計歳入歳出予算を定めることについて(修正動議) (予算額2,241,170千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第19号	令和5年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額219,100千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第20号	令和5年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額37,600千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第21号	令和5年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額167,600千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第22号	令和5年度三原村土地取得特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額100千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第23号	令和5年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額49,200千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第24号	令和5年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額261,400千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

議案番号	議案名	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	武内	大倉	増井	浅井	可否
第25号	令和5年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額36,200千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第26号	令和5年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額50,000千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
同意第1号	三原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	同
同意第2号	三原村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	同
委員会提案第1号	三原村議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
委員会提案第2号	畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第27号	【追加議案】 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

令和5年
第二回臨時会
議案審議

工事請負契約の締結

補足説明 沢良木住民課長

工事名 宮ノ川集会所
新築工事

契約相手 協業組合 テスク
仮契約額 6千7百12万2千円
工期 令和5年10月31日
議案書に添付していた仮
契約書に記載漏れがあり、
差し替えを配布させていた
だいています。

質疑 杉本 龍司

先程、差し替えとして後
から手書きで訂正した契約
書を提出して、議会の承認
を求めるというのは、あり
得ない話だ。きちつと契約
相手の印をいただき、上書
きしてない契約書で承認を
求めるべきではないか。
答弁 沢良木住民課長
契約書に単純な確認ミス
で記載漏れがありました。
高知県の契約担当にも修正

方法について習っていま
す。もちろん発注者の三原
村と受注業者の両者が合意
の下に、この訂正内容にそ
れぞれの印鑑を押し、修
正しているところです。

質疑 新谷 和幸

令和5年3月定例会にお
いて、この宮ノ川集会所を
建築するにあたっては、出
来るだけ村内の業者を選任
して工事を行ってもらいた
い趣旨の発言があったかと
思うが、村外の業者が請け
負われている。その説明と、
この入札に参加した事業者
は何社か伺う。

答弁 沢良木住民課長

指名競争入札で入札が行
われましたので、最低価格
の業者が落札という事にな
ります。指名した業者は、村
内5社、村外3社。村内の5
社は建築の資格を取得され
ている業者を指名させてい
ただいております。

質疑 杉本 龍司

村内5社、村外3社の8
社で入札されたという事
か。辞退者はなしという事

答弁 沢良木住民課長
指名8社中、辞退が3社
ありました。

反対討論 杉本 龍司

この契約内容にも腑に落
ちないところもある。それと
令和5年3月議会の一般質
問等で、農泊交流施設の外
壁が剥離している問題を村
長に質問したら、業者と話
はして見ますと答弁があつ
た。先日も見に行つたが、外
壁がそのままの状態、横
から雨水が中へ入り腐敗す
るような状況になってい
る。それをどのように解決
するのか、答えも出てない。
その施設と同じ事業者が建
築する事になっている。業
者がどのように応じるか分
からないが、明確な答弁が
あるまでは承認する訳には
いけない。

三原村監査委員の選任

住所 三原村上長谷
氏名 嶋田 一二三
任期 令和5年5月9日から
令和9年4月30日まで

令和5年 第2回臨時会(5月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案番号	議案名	氏名	山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	可否
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部改正されたことにより三原村税条例の一部を改正する条例)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(地方税法等の一部改正されたことにより三原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
第28号	工事請負契約を締結することについて		○	×	×	○	○	○	○	-	可
第29号	令和5年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可
同意第3号	三原村監査委員の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	-	○	-	同

委員会の動き(2月~4月)

総務常任委員会

2月3日

- ◎公園整備について
- ◎芳井の村有地の直七組合への貸付について
- ◎災害時の議会議員対応について
- ◎意見書の取り扱いについて

2月27日

- ◎農業公社の件について

3月6日

- ◎3月議会対応について
- ◎意見書の取り扱いについて
- ◎三原村議会災害対策支援本部設置要綱(案)について

3月31日

- ◎弁護士費用について

議会運営委員会

3月6日

- ◎3月議会対応で日程等調整。

広報委員会

4月12日

- ◎3月定例会等の広報編集

議会組織決まる



議長

大倉 民雄



副議長

浅井 大徳

総務常任委員会

◎嶋田一二三
山岡美佐代
新谷 和幸

○杉本 龍司
中平 直明
浅井 大徳

沖 憲二
大倉 民雄

議会運営委員会

◎沖 憲二
中平 直明

○嶋田一二三
杉本 龍司

浅井 大徳

広報委員会

◎浅井 大徳
中平 直明
新谷 和幸

○山岡美佐代
杉本 龍司
嶋田一二三

沖 憲二

幡多西部消防組合議会議員

新谷 和幸

各委員会 ◎委員長 ○副委員長

令和5年度 当初予算の概要

一般会計の総額は、22億4,117万円で、前年度比7.5%の増となっています。増額の主な要因は普通建設事業費(集会所新築工事等)の増額が影響しております。また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、30億6,237万円となり、この予算で令和5年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)一般会計	2,241,170	73.2	2,084,188	70.9	156,982	7.5
(2)特別会計	821,200	26.8	856,700	29.1	△ 35,500	△ 4.1
国民健康保険	219,100	7.2	236,600	8.0	△ 17,500	△ 7.4
国保診療所	37,600	1.2	39,600	1.3	△ 2,000	△ 5.1
後期高齢者医療	36,200	1.2	34,700	1.2	1,500	4.3
介護保険	261,400	8.5	261,400	8.9	0	0.0
簡易水道	167,600	5.5	190,000	6.5	△ 22,400	△ 11.8
農業集落排水	49,200	1.6	44,300	1.5	4,900	11.1
電気事業	50,000	1.6	50,000	1.7	0	0.0
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計(1)+(2)	3,062,370	100.0	2,940,888	100.0	121,482	4.1

【一般会計歳入】

(単位:千円)

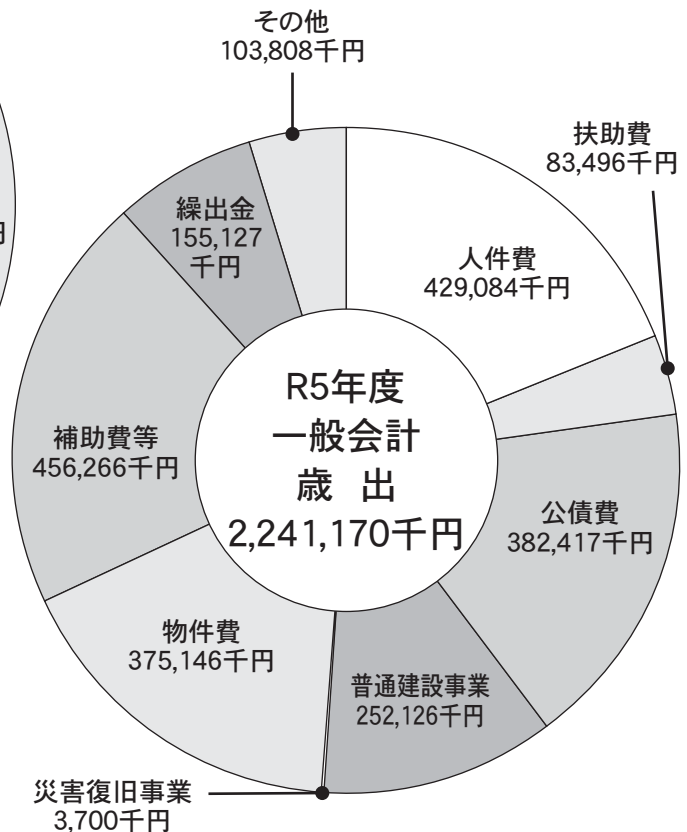
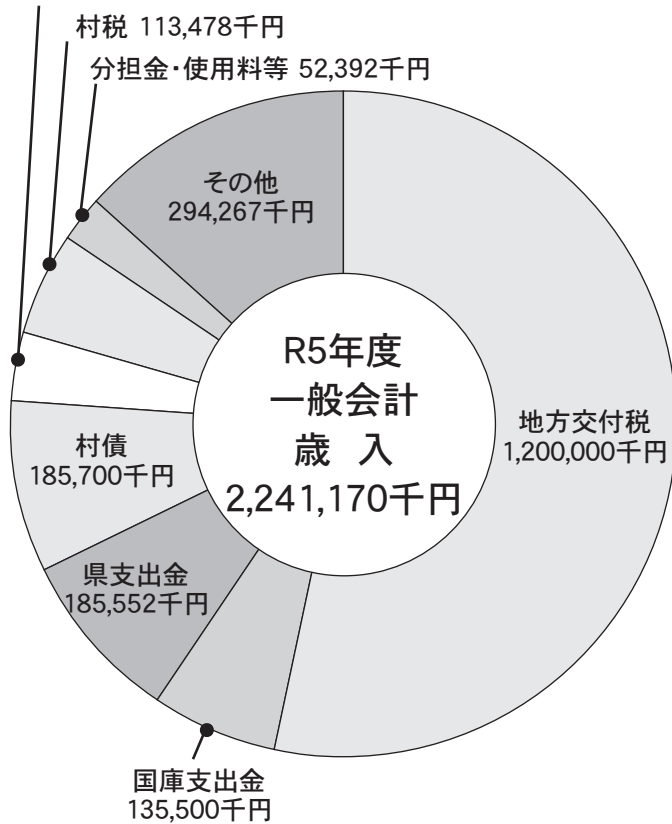
区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)自主財源	460,137	20.5	409,132	19.6	51,005	12.5
村 税	113,478	5.1	113,223	5.4	255	0.2
分担金・使用料等	52,392	2.3	56,866	2.7	△ 4,474	△ 7.9
繰入金	187,791	8.4	151,951	7.3	35,840	23.6
その他	106,476	4.8	87,092	4.2	19,384	22.3
(2)依存財源	1,781,033	79.5	1,675,056	80.4	105,977	6.3
譲与税・交付金等	74,281	3.3	72,940	3.5	1,341	1.8
地方交付税	1,200,000	53.5	1,200,000	57.6	0	0.0
国庫支出金	135,500	6.0	140,240	6.7	△ 4,740	△ 3.4
県支出金	185,552	8.3	155,576	7.5	29,976	19.3
村 債	185,700	8.3	106,300	5.1	79,400	74.7
合計(1)+(2)	2,241,170	100.0	2,084,188	100.0	156,982	7.5

【一般会計歳出】

(単位:千円)

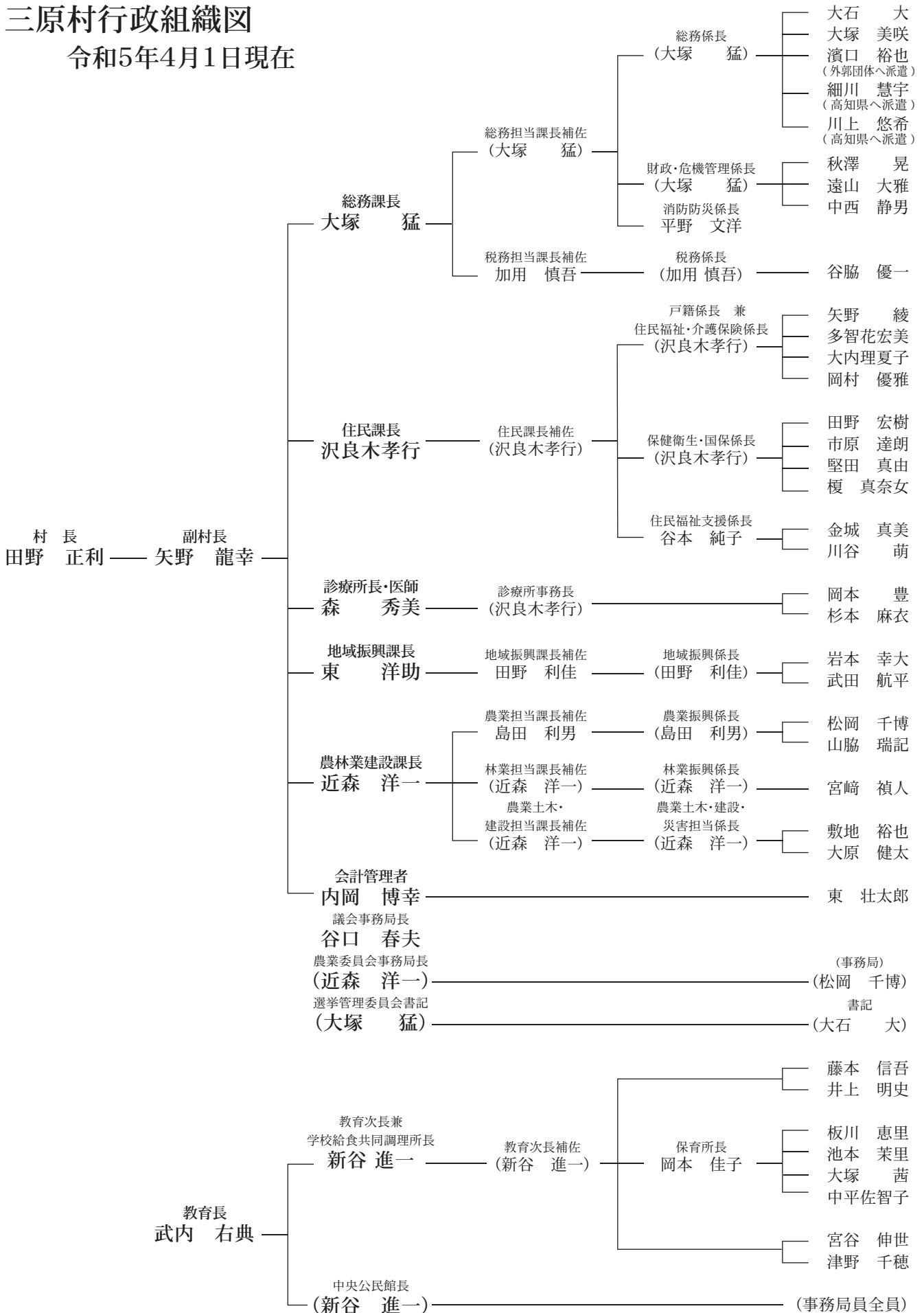
区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)義務的経費	894,997	39.9	882,762	42.4	12,235	1.4
人件費	429,084	19.1	436,361	20.9	△ 7,277	△ 1.7
扶助費	83,496	3.7	91,344	4.4	△ 7,848	△ 8.6
公債費	382,417	17.1	355,057	17.0	27,360	7.7
(2)投資的経費	255,826	11.4	191,457	9.2	64,369	33.6
普通建設事業	252,126	11.2	187,757	9.0	64,369	34.3
災害復旧事業	3,700	0.2	3,700	0.2	0	0.0
(3)その他	1,090,347	48.7	1,009,969	48.5	80,378	8.0
物件費	375,146	16.7	361,212	17.3	13,934	3.9
補助費等	456,266	20.4	369,854	17.7	86,412	23.4
繰出金	155,127	6.9	168,916	8.1	△ 13,789	△ 8.2
その他	103,808	4.6	109,987	5.3	△ 6,179	△ 5.6
合計(1)+(2)+(3)	2,241,170	100.0	2,084,188	100.0	156,982	7.5

譲与税・交付金等 74,281千円



三原村行政組織図

令和5年4月1日現在



新規職員の紹介

住民課



かた た ま ゆ
堅田 真由

今年度より住民課でお世話になっております、堅田です。まだまだ三原村について勉強中ではありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるように努めてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

住民課



おかむら ゆう が
岡村 優雅

今年度より住民課でお世話になっております、岡村です。三原村で働くことを光栄に思います。まだまだ勉強することが多く、至らない点もあると思いますが、一日も早く貢献できるように精進してまいります。ご指導のほどよろしくお願いいいたします。

保健師



かわたに も え ん
川谷 萌

今年度より三原村住民課でお世話になっております、川谷です。

三原村のいいところを日々発見しながら、住民の皆さんと親睦を深めたいと思っておりますので、気軽に声をかけていただけたら嬉しいですよ。

まだまだ三原村について勉強中ですが、ご指導のほどよろしくお願いいいたします。

農林業建設課



しまだ とし お
島田 利男

今年度より県からの派遣によりまして農林業建設課でお世話になっております島田と申します。

三原村のことを勉強して、皆さんのお役に立てるよう頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいいたします。

保育士



おおつか あかね
大塚 茜

今年度より保育所でお世話になっております、大塚です。出身地である三原村で働くことを嬉しく思います。

まだまだ至らぬ点も多くあるかとは思いますが、子どもたちのより良い保育のために頑張りますので、よろしくお願いいいたします。

中学校転入職員



たむら さちよ
田村 幸代
(事務職員)



みやがわ しょうじ
宮川 昭二
(教頭)



くらもと ちはる
倉本 千春
(研修指導員)

小学校転入職員



まつだ えいと
松田 栄飛
(教諭)



さいち みな
才市 美奈
(教頭)



どい まり
土居 万理
(講師)



かきうち そう
柿内 創
(講師)

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日:令和5年6月15日(木曜日)
- ・開設時間:午前10:00~午後12:00まで
- ・開設場所:三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話(0880-34-1616)までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ・年金手帳
- ・写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- ・年金証書
- ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)が 必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者(又は第3号被保険者)への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による 減収を事由とする国民年金保険料免除等の 臨時特例措置が令和4年度分の申請をもって終了します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予および学生納付特例申請手続きが、令和4年度分の申請をもって終了します。

なお、以下の期間の保険料については、引き続き臨時特例措置による申請手続きが可能です。

- 学生納付特例制度は申請する月の2年1か月前の月分から、令和5年3月分までの保険料
- 保険料免除・納付猶予制度は申請する月の2年1か月前の月分から、令和5年6月分までの保険料

具体的な手続き方法や、臨時特例措置終了後の期間の納付や免除・納付猶予等については、お住いの市役所・町村役場またはお近くの年金事務所へご相談願います。

令和5年度 合併処理浄化槽設置希望者を募集します

募集期間：令和5年6月1日～令和5年11月30日まで

村ではトイレ・台所・お風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、合併処理浄化槽を新たに設置する事業(補助)を実施しております。合併処理浄化槽を設置することにより、農業集落排水区域外においても、トイレの水洗化や生活雑排水の処理が可能となります。

申請方法等については、下記までお問い合わせください。

補助金の限度額	5人槽	332,000円	※予算額に達した場合、その時点で募集を締め切ります。 ※単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換についても申請可能です。 ※柚ノ木、宮ノ川、来栖野地区の方は対象となりません。
	6～7人槽	414,000円	
	8～10人槽	548,000円	

お問い合わせ先

三原村役場 住民課 保健衛生係 TEL:0880-46-2111 FAX:0880-46-2114

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 (その他の低所得の子育て世帯分)

食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事業を実施します。(国制度)

※「ひとり親世帯分」以外の方が対象となります。

支給対象者

- ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方
- ②18歳以下の児童(一定の障害がある場合は20歳)の養育者で、令和5年1月以降収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方

給付額

児童1人当たり一律5万円

※ひとり親世帯分を支給済の児童の分を除く

申請手続き

- (1)支給対象者①は申請不要で、別途お知らせ済みです。
- (2)支給対象者②は申請が必要です。

提出先・お問い合わせは 三原村役場 住民課 福祉係 TEL:46-2111

ゆりかご祝金の支給について (お知らせ)

三原村では、村への定住の促進を図るために、下記のとおり、ゆりかご祝金を支給しております。

支給対象

- 村内に住所があり、実際に村内で生活をされているご夫婦。
- 申請後、引き続き5年以上村内に居住されることを確約できる場合。
- 村税及び村へ納入すべきものに滞納がないこと。

ゆりかご祝金の支給金額

- 第1子 10万円
- 第2子 20万円
- 第3子以降 40万円

※令和3年4月1日以降の申請から適用となります。

手続き

三原村役場 住民課の窓口で申請してください。

申請期限

出生届の提出日から1ヶ月以内

注意事項

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①住所は三原村にあるが、実際は村外に住んでいる場合。
- ②5年以内に三原村から引っ越す見込みがある場合。

申請後、5年以内に支給要件を欠くことになった場合は、祝金の返還を求める場合があります。

提出先・お問い合わせは
三原村役場 住民課 福祉係 TEL 46-2111

伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは**伐採造林届**の提出が必要です。
- 伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用に見直されます**。
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします**。

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 (縮尺は任意です)
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
他法令の許認可関係書類 <input type="checkbox"/> 該当する場合	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 <input type="checkbox"/> 届出者が土地所有者でない場合	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p><ul style="list-style-type: none">① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合② 境界杭などにより境界が明らかな場合③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合</div>	
村長が必要と認める書類	伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など(必要に応じて)

三原村役場 農林業建設課 林業振興係
TEL：46-2111



火災 救急は119



～火を消して 不安を消して つなぐ未来～

暑さを避けよう



今年も暑い夏がやってきます。暑くなるこれからの時期に気をつけてほしいのが熱中症です。例年、梅雨時期から熱中症による救急搬送が増加する傾向にあります。

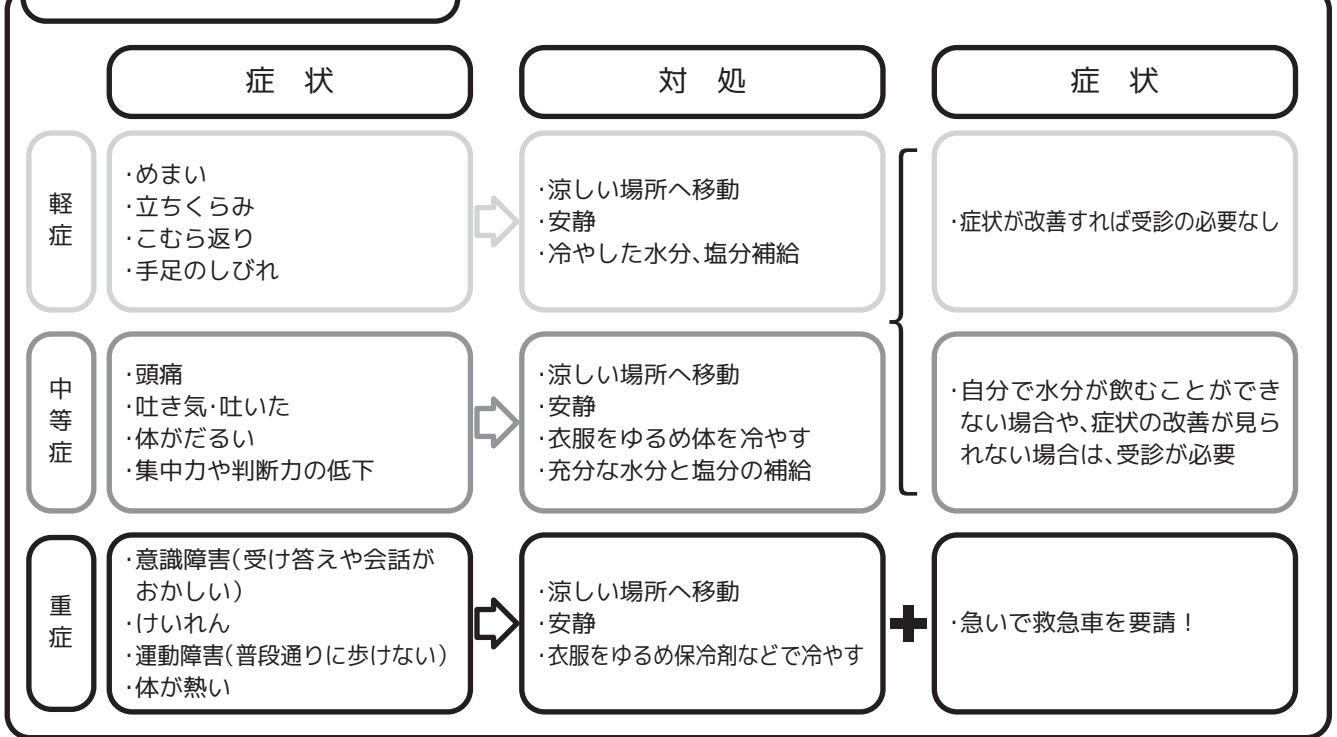
熱中症は身近に潜む怖い病気です。

暑い時期を元気に過ごすために、しっかりと暑さ対策を行い、熱中症を予防しましょう！

○熱中症予防のポイント

- ・室温をチェック！室温 28℃を目安にエアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- ・こまめに水分補給！（同時に塩分補給も）
- ・外出の際は帽子や日傘等で日よけ対策！
- ・体調が悪い場合は無理をせず自宅療養！
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！

○熱中症の症状とその対応



住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・
 幡多西部消防組合 三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629



～三原診療所より～

マダニにご注意を



マダニが活発な季節になりました。毎年マダニが原因と思われる症状の患者さんが診察に来られていますので、農林業や草刈りをされる方は以下の点にご注意ください。

◆マダニにかまれないために

- ・農作業などで草むらや森林に入るときには、「肌を露出させない服装」
- ・虫よけスプレーの使用
- ・農作業や草刈り後は、早めに入浴やシャワーを行い、マダニが付いていないか確認

◆マダニにかまれたら

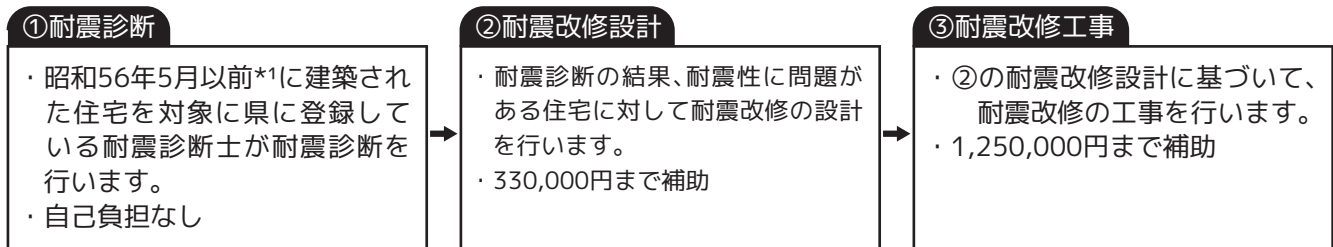
- ・数週間程度は体調の変化に注意し、発熱や食欲低下、吐き気、下痢、腹痛などの症状が出た場合は、医療機関に受診しましょう。
- ・かみついたマダニを無理に取った際に体の一部が皮膚に残り、化膿などの原因となる場合があります。とれないときは無理に取らずに医療機関に相談を！

～住宅の耐震化等を支援しています～

村では、災害から身を守る対策として様々な補助を行っております。これから来ると予想される南海トラフ大地震等に備え、是非ご活用ください。

■住宅耐震改修事業

村では、住宅の耐震化に対する費用等について支援しています
この事業は、①耐震診断→②耐震改修設計→③耐震改修工事の段階ごとに実施します。



■ブロック塀等耐震対策事業

ブロック塀の除去・改修

- ・道路や避難路等に面している倒壊の危険性の高いブロック塀について、撤去及び安全性の高いフェンス等への改修を行います。
- ・205,000円まで補助

■老朽住宅除去事業

老朽住宅等の除却

- ・災害等での倒壊により周囲の住宅や、県道、村道、避難路に被害や危険を及ぼす恐れのある、空き家等老朽している住宅の除却を行います。
- ・1,645,000円まで補助

※1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（戸建、長屋及び共同住宅で併用住宅を含み持家、賃家を問わない）

※詳しくは農林業建設課までお問い合わせください。

問い合わせ先 三原村役場 農林業建設課 ☎(0880)46-2111

経路の変更について

令和5年6月1日より三原バスの運行時刻及び経路を変更致しました。利用者の方にはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

月～金曜日の祝日 [Holidays from Mon - Fri]

西便 [West Route]		南便 [South Route]		東便 [East Route]	
祝2便		祝2便		祝2便	
下切	7:32	芳井	7:35	成山	7:25
亀ノ川	7:36	久繁	7:43	狼内	7:32
広野	7:39	宗賀	7:48	上長谷	7:36
袖ノ木	7:43	三原村役場	7:52	宗賀	7:41
学校	7:46	---	-	久繁	7:44
三原村役場	7:48	---	-	西ヶ駄馬	7:46
---	-	---	-	皆尾	7:48
---	-	---	-	三原村役場	7:52
接続	乗換 北祝2便	接続	乗換 北祝2便	接続	乗換 北祝2便

北便 [North Route]		
祝2便	祝4便	
三原村役場	7:52	17:20
学校	7:53	17:21
じまんや前	7:54	17:22
船ヶ峠	7:55	17:24
星ヶ丘団地口	7:56	17:25
黒川	8:04	17:33
平田駅	8:07	17:35
三原分岐	8:08	17:36
筒井病院前	8:09	17:37
けんみん病院	8:12	17:40
筒井病院前	8:14	17:42
平田駅	8:17	17:45 18:00
黒川	8:19	18:02
星ヶ丘団地口	8:27	18:09
船ヶ峠	8:28	18:10
じまんや前	8:30	-
学校	8:31	-
三原村役場	8:32	-
接続	-	夕方便

乗車
不可

降車
不可



三原バスの接続について

◇ ■から■へ乗継ができます（区域運行便を含む）

年末年始の運行について

- ◇ 12月31日は第1便のみ運休します
ただし土・日曜日の場合は全便運休です
- ◇ 1月1～2日は全便運休です
- ◇ 1月3日は祝日ダイヤで“運行”します
ただし土・日曜日の場合は全便運休です

三原バス時刻表の改正及び

時刻の改正

- ・ 東4便 ・ 西4便 ・ 南4便 ・ 北4便

経路の変更

これまで亀ノ川では村道を行っていた西便ですが、安全面に配慮し、県道を通るルートに変更いたします。

三原バス（定時定路線）：時刻表 [MIHARA Bus Timetable]

平日 [weekday]

東便 [East Route]					南便 [South Route]							
	1便	2便	3便	4便		1便	2便	3便	4便			
成山	6:30	7:35	三原村役場	-	16:00	芳井	6:40	7:45	三原村役場	11:40	三原村役場	16:00
狼内	6:37	7:42	学校	-	16:01	久繁	6:48	7:53	宗賀	11:44	学校	16:01
上長谷	6:41	7:46	じまんや前	-	16:03	宗賀	-	7:58	久繁	11:48	じまんや前	16:02
宗賀	6:46	7:51	保育所	-	16:05	三原村役場	-	8:02	芳井	11:56	保育所	16:05
久繁	6:49	7:54	じまんや前	-	16:06	学校	-	8:05	久繁	12:04	じまんや前	16:06
西ヶ駄馬	-	7:56	学校	-	16:10	じまんや前	-	8:07	皆尾	12:07	学校	16:10
皆尾	-	7:58	三原村役場	11:40	16:11	保育所	-	8:10	西ヶ駄馬	12:08	三原村役場	16:11
宗賀	6:52	-	宗賀	11:44	16:15	じまんや前	-	8:11	久繁	12:10	宗賀	16:15
三原村役場	6:56	8:02	上長谷	11:49	16:20	学校	-	8:12	宗賀	12:14	久繁	16:19
学校	6:57	8:05	狼内	11:53	16:24	西ヶ駄馬	6:50	-	三原村役場	12:18	西ヶ駄馬	16:21
じまんや前	6:58	8:07	成山	12:00	16:28	皆尾	6:51	-	-	-	皆尾	16:22
保育所	-	8:10	狼内	12:07	16:32	皆尾ハサゴ	6:52	-	-	-	久繁	16:26
船ヶ峠	7:00	-	上長谷	12:11	16:36	袖ノ木	6:57	-	-	-	芳井	16:32
じまんや前	7:01	8:11	宗賀	12:16	16:41	船ヶ峠	7:00	-	-	-	久繁	16:38
学校	7:03	8:13	三原村役場	12:20	16:44	三原村役場	-	8:15	-	-	宗賀	16:42
三原村役場	7:05	8:15	-	-	-	-	-	-	-	-	三原村役場	16:46
接続	乗換北1便	乗換北2便	接続	乗換北3便	乗換北4便	接続	直通北1便	乗換北2便	接続	乗換北3便	接続	乗換北4便

西便 [West Route]					
	1便	2便	3便	4便	
下切	6:38	7:42	三原村役場	11:40	15:50
亀ノ川	6:42	7:46	学校	-	15:51
広野	6:45	7:49	じまんや前	-	15:53
皆尾ハサゴ	-	7:53	保育所	-	15:55
袖ノ木	6:49	7:58	船ヶ峠	-	15:57
学校	6:52	8:02	星ヶ丘	-	16:00
宮ノ川	6:54	-	グループホーム前	-	16:03
じまんや前	-	8:03	じまんや前	-	16:06
船ヶ峠	-	8:04	学校	11:41	16:10
星ヶ丘	-	8:09	袖ノ木	11:44	16:13
グループホーム前	6:56	8:12	皆尾ハサゴ	-	16:18
船ヶ峠	6:58	-	広野	11:48	16:22
保育所	-	8:15	亀ノ川	11:51	16:25
じまんや前	6:59	8:16	下切	11:55	16:28
学校	7:00	8:18	亀ノ川	11:59	16:31
三原村役場	7:02	8:20	広野	12:02	16:34
-	-	-	皆尾ハサゴ	12:06	-
-	-	-	袖ノ木	12:11	16:38
-	-	-	学校	12:13	16:40
-	-	-	三原村役場	12:15	16:42
接続	乗換北1便	乗換北2便	接続	乗換北3便	乗換北4便

北便 [North Route]				
	1便	2便	3便	4便
三原村役場	-	8:15	12:25	16:47
学校	-	8:16	12:26	16:48
じまんや前	-	8:17	12:27	16:49
船ヶ峠	7:00	8:19	12:29	16:51
星ヶ丘団地口	7:01	8:20	12:30	16:52
黒川	7:09	8:28	12:38	17:00
平田駅	7:15	8:30	12:40	17:02
三原分岐	-	8:31	12:41	17:06
筒井病院前	-	8:32	12:42	17:07
けんみん病院	-	8:35	12:45	17:10
筒井病院前	-	8:37	12:57	17:22
平田駅	7:15	8:40	13:00	17:25
黒川	7:17	8:42	13:07	18:02
星ヶ丘団地口	7:24	8:50	13:15	18:09
船ヶ峠	7:25	8:51	13:16	18:10
じまんや前	7:27	8:52	13:17	-
学校	7:28	8:54	13:19	-
三原村役場	7:30	8:55	13:20	-
三原バスセンター	-	-	13:21	-
接続	-	-	昼便	夕方便

乗車不可
降車不可

防衛省 令和5年度各種学生募集

種目	受付期間	第一次試験期日	受験資格
航空学生	7月1日～9月7日	9月18日	海：18歳以上23歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専 3年次修了者(見込含)) 空：18歳以上21歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専 3年次修了者(見込含))
一般曹候補生	①7月1日～9月5日 ※②9月6日～11月30日 ※第一回で定員に達した場合 実施しない場合があります	①1次9月15日～24日 ②1次12月9日～14日	18歳以上33歳未満の者(32歳の 者は、採用予定月の末日現在、 33歳に達していない者)
自衛官候補生	年間を通じて行なっており ます。	受付時又は各自衛隊地 域地方協力本部のホーム ページにてお知らせしま す。	18歳以上33歳未満の者(32歳の 者は、採用予定月の末日現在、 33歳に達していない者)

お問合せ先：自衛隊四万十地域事務所（35-3096）

令和5年度国家公務員 ～税のスペシャリスト～ 税務職員採用試験受験申込開始

【受験資格】①令和5年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び、令和6年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

【申込受付期間】（インターネット）

令和5年6月19日（月）午前9時～6月28日（水）《受信有効》

【第1次試験日】

令和5年9月3日（日）

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税務職員 検索



【お問い合わせ】

高松国税局総務部人事第2課試験研修係

TEL 087-831-3111

第73回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

夏休み子ども向けイベント

①わくわく探検！高知城

おとのさまがすんでいた、お城をたんけんしよう！ふだん見られない所にも入れるよ。

日時：7月23日(日)9:00～11:30

定員：小学生15人まで(要申込)

参加費：無料

※同伴の保護者で高知城懐徳館に入館される方は利用料(420円)が必要です。

②夏休み工作教室「型染(かたぞめ)」でオリジナルバッグをつくってみよう！

むかしの着物をそめるのにつかわれていた「型染」という方法をつかって、自分だけのバッグをつくってみよう！

日時：8月5日(土)10:00～11:30

参加費：800円

人数：小学生12人まで(要申込)



★②は要事前申込

【申込方法】

受付または電話・FAX・ハガキで住所・氏名・電話番号をお知らせください。整理券をお送りします。

(希望者多数の場合は抽選となります。)

申込め切：①7月17日(月)

開館時間：9時～18時

日曜のみ 8時00分～18時00分

※展示室への入室は閉館30分前まで

問い合わせ：高知県立高知城歴史博物館

TEL/088-871-1600

FAX/088-871-1619

幡多と共生するモノづくり職人展

〈ワークショップ情報〉

○写経のススメ(土佐硯を使って写経をしましょう)

- ・講師：三原硯石加工生産組合の皆さん
- ・6月11日(日) / 18日(日) / 25日(日) / 7月2日(日)
10時～11時半
- ・お道具は用意いたします。
- ・年齢無制限
- ・参加費：500円 定員各8名

○OMy硯作り

(手のひらサイズの硯作りで石磨きの魅力を体験しましょう)

- ・講師：三原硯石加工生産組合の皆さん
- ・6月18日(日) / 7月2日(日) 13時～15時
- ・8才から大人
- ・参加費：5,000円 (汚れてもいい服装) 定員各4名

○リネンガーゼを染めようワークショップ

- ・講師：弘瀬いずみ
- ・6月18日(日) / 7月2日(日) 10時～ / 14時～
随時開催(予約優先)
- ・60cm×60cmのリネンガーゼクロスを柿渋で染め媒色を施します(4色から選べます)
- ・5才から大人
- ・参加費：1枚2,000円(汚れてもいい服装)

○薪ストーブを使ってのストーブ料理を販売します！

- ・出展者：西山毅
- ・6/24日(土) お昼ごろ
- ・薪ストーブでの実演販売

6/10(土)～7/2(日) ※月曜休館日 【入場無料】

9:00～17:00 ※最終日15:00まで

宿毛まちのえき林邸

高知県宿毛市中央3-1-3

0880-79-0563





三原中学校 入学式

山本歯科三原出張所

親子2世代にわたり、71年間ありがとうございました！



令和5年3月28日に、山本歯科三原出張所 山本正副先生への感謝状授与式が行われました。
 昭和27年(1952年)、四万十市で歯科を開業されていた三原村出身の山本和男氏は、村からの依頼により三原村での歯科出張診療を開始されました。
 後にご子息の山本正副氏に引き継がれて診療を続けられていましたが、令和5年3月28日に三原村での最後の診療を迎え、71年に渡る歴史に幕を下ろしました。
 山本正副先生にはこれまでの感謝の意を伝えるとともに、感謝状や花束等を贈呈させていただきました。
 長きにわたり、三原村民の健康のためにご尽力いただき、心からお礼を申し上げます。

～お詫びと訂正～

2023年三原村カレンダー9月のページに誤りがありましたので、お知らせします。
 (19日は平日ですが、日付が赤字表記となっておりました。)

(誤)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

(正)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30